

令和5年度 鹿児島市立桜丘中学校 いじめ防止基本方針

学校教育目標

生徒の夢実現に向けて、考え、判断し、行動する生徒を育てる

〈いじめの定義〉 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする

＜家庭・地域との連携＞
○ 学校と地域、家庭との連携対策の推進
・ PTA
・ リンク桜ヶ丘
・ 学校評議員、民生委員等

【生徒指導委員会（いじめ防止対策推進委員会）】
＜目的＞ いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に対処して、学校組織としてその解決を図る。
＜構成＞ 管理職、生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭心の教育相談員、必要に応じた関係者及び外部専門家等

＜関係機関との連携＞
○ 関係機関との適切な連携
・ 県教育委員会 ・ 市教育委員会
・ 児童相談所 ・ 警察、駐在所
・ 民生委員 ・ 市福祉課
・ 医療機関 等

＜指導体制＞
○ 生徒指導体制
・ 全職員の共通理解を図る。
・ 複数の職員で指導にあたる。
・ 週1回の生徒指導委員会（火曜日2校時）で問題点の報告や対応等、指導方針を決める。
・ 緊急事態に関しては、臨時で職員会議、学年部会、生徒指導委員会を臨時で行い、早急に対応する。

＜いじめに対する対応＞
・ 生徒本人からの申し出
・ 保護者からの申し出
・ アンケートでの申し出
・ 教育相談、日誌等での申し出
・ 職員の発見等

↓
※校長、教頭、生徒指導主任

↓
・ 生徒指導委員会（学年部会、職員会議【臨時】）

○ 実態把握
○ 指導体制・方針の決定

↓
・ 全職員へ周知

○ 保護者への連絡（加害、被害）
・ 市教委へ連絡

○ 該当学年、支援チーム（指導・支援）

↓
・ 該当学年、支援チーム（経過観察・指導）

↓
・ 生徒指導委員会（経過報告）（指導体制、方針等の再検討）

↓
・ 該当学年、支援チーム（経過観察・指導）

・ 保護者との連携

↓
・ 生徒指導委員会（取組内容の見直し）

◇ いじめ防止の取組
◇ いじめの早期発見への取組
◇ いじめに対する措置・内容

＜いじめ防止の取組＞

① 教職員の取組
(1) 「生活の記録」等を活用した生徒との心の交流
(2) 学級活動、道徳等を通じた人権・規範、生命尊重等の意識向上
(3) 全校朝会、学年朝会等での話による意識付け
(4) 朝の会、帰りの会の充実
(5) 係活動、学校行事等の充実による所属感の育成
(6) 部活動の充実（仲間意識等の確立、忍耐力・集中力の育成等）
(7) 日常からの学校・家庭・地域・関係機関
(8) コミュニケーションサイトの定期的なチェック・使い方の指導

② 児童生徒の取組
(1) 生徒会対面式、生徒総会、生徒会常時活動等の充実
(2) 生徒会の主体的な活動の実践
・ あいさつ運動、朝のボランティア活動
・ ベルマーク回収、募金活動等
・ 体育大会、文化祭等の企画運営
(3) 地域行事・ボランティアへの積極的な参加

③ 保護者の取組
(1) 日頃から何でも話せる親子関係の構築
(2) 学校を知ってもらうためPTA活動等への積極的な参加
(3) 学校職員や地域、関係機関等との連携

＜いじめの早期発見への取組＞

① 教職員の取組
(1) いじめに関する実態調査
・ いじめアンケート（2回）、学校たのしーと（3回）、教育相談シート
(2) 教育相談（年2回）チャンス相談の実施、SCの配置・相談
(3) 積極的な生徒指導の充実
・ あいさつ運動、下校指導、家庭訪問、校区内巡回、PTA活動との連携、夜間補導等

② 児童生徒の取組
(1) 生徒会活動の充実
(2) 意見箱の活用

③ 保護者の取組
(1) 学校を知ってもらうためPTA活動等への積極的な参加
(2) あいさつ運動、夏休み街頭補導、校区内補導等の活性化
(3) ネット機器に関する講演会等への参加

＜いじめに対する措置・対応＞

① 教職員の取組
(1) 正確な実態把握
・ 当事者双方、周りの生徒からの聞き取り等
(2) 指導体制・方針の決定（学年部会、生徒指導委員会、職員会議等）
・ 全職員の共通理解、役割分担、関係機関との連携等
(3) 生徒への指導・支援
(4) 保護者との連携
(5) 今後の対応、経過観察等

② 児童生徒の取組
(1) 正確な実態把握
(2) いじめを解決する（なくす）ために何ができるか具体策を考え実行する。

③ 保護者の取組
(1) 生徒の実態把握、アドバイス等
(2) 学校職員との連携、関係機関への相談等

＜重大事態への対応＞

◎ いじめが原因で欠席したと考えられる場合
・ 保護者、本人からの申し出がある
・ いじめが原因で欠席の可能性がある

↓
＜いじめに対する対応＞と同様
※迅速に調査に着手する。

◇ いじめが原因で一定期間欠席している場合
・ 一定期間連続して欠席している場合
・ 生徒や保護者から「いじめが原因でしばらく学校へ行けない」等の申し出があった場合

◇ 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
・ 生徒が自殺を企図した場合
・ 心身に重大な傷害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合
・ 精神等の疾患を発症した場合 等

↓
※生徒指導主任
※校長、教頭

↓
市教育委員会

↓
鹿児島市（調査の主体を判断）

↓
① 学校が調査主体の場合（鹿児島市の指導・助言のもと対応）

② 鹿児島市が調査主体の場合

いじめ防止等のための基本方針（別紙）を参照

※詳しくは、いじめ防止等のための基本方針（別紙）を参照